平成２３年（フ）第１９０号
滋賀県湖南市岩根257番地29
債務者　佐藤雄一郎
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
滋賀県東近江市八日市東浜町３番36号、前住所滋賀県東近江市妙法寺町629番地３
債務者　林田建築こと林田大工こと　林田　利治
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６８号
滋賀県近江八幡市武佐町54番地　301号
債務者　清田　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１２８号
奈良市菅原町520番地の１　７号、申立時の住所奈良市藤ノ木台１丁目１番87号
債務者　石井あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７３号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1133番地
債務者　森下ハジメ
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１２１号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷101番地５
債務者　小谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９５号
広島市東区馬木７丁目1974番地の４
債務者　市川　順子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４０号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目11番35―204号
債務者　名古谷長美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００号
山口県下関市生野町１丁目４番20―111号、前住所北海道上川郡東神楽町18号南区画外２番地
債務者　築山真須子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
山口県下関市清末五毛１丁目２番７号　ソレイユＡ102号
債務者　高橋加奈江
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
愛媛県松山市平井町1613番地　川崎アパート202号
債務者　中川　陽一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４号
福岡県久留米市本町15番地14　福永ビル203号
債務者　吉田　和夫
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１８５号
福岡県久留米市本町15番地14　福永ビル203号
債務者　吉田　榮子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９５号
福岡県小郡市二森1464番地11
債務者　原　　正則
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９６号
福岡県久留米市津福本町1648番地12　翠水マンション205号、住民票上の住所福岡県久留米市白山町399番地４　タナカ方
債務者　今村　佳世
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５７号
大分県別府市大字北石垣1397番地
債務者　太田しのぶ（旧姓北島）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２００号
沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯298番地１
債務者　新垣　栄寿
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部